

令和7年度

須賀川市農地等の利用の最適化の推進に関する
意見書について

令和7年9月26日

須賀川市農業委員会

須賀川市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書

貴職におかれましては、日頃より農業委員会の活動及び運営に関し格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼と感謝を申し上げます。

農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進」を重点業務として位置づけ、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止および解消、新規参入の促進などを柱とした活動を通じて、地域農業の持続的な発展と農地資源の有効活用に取り組んでおります。

近年、本市の農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加といった構造的課題に加え、生産資材およびエネルギー価格の高騰、農産物価格の不安定な推移など、経済的負担が複合的に重なり、農業経営の継続性に深刻な影響を及ぼしています。加えて、地球温暖化に伴う気候変動による気象災害の頻発や作柄の不確実性も、本市の農業に大きな影響を与えております。

本市は、県内のほぼ中央に位置し、高速交通体系にも恵まれた立地条件のもと、食糧の安定供給を担う有力な産地として、県内でも有数の農業算出額を誇るとともに、豊かな自然環境の保全など重要な役割を担ってきました。

このような状況のもと、地域に根差した力強い農業の再構築と、限られた農地資源の最大限の活用を目指すためには、「農地等の利用の最適化」を基軸とした施策のさらなる推進と、市および関係機関との緊密な連携による総合的な対応が不可欠であります。

つきましては、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、本農業委員会として現場の実情および課題認識を取りまとめた意見並びに要望として提出いたします。貴市におかれましては、的確かつ実効性のある施策の展開と、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年9月26日

須賀川市長 大 寺 正 晃 様

須賀川市農業委員会
会 長 和 田 博 文

1 担い手への農地利用集積について

農業従事者の高齢化や担い手不足に伴う離農の増加、農地の遊休化が進行しており、農業後継者問題は、地域経済の活性化、集落の維持、さらには環境保全にも深く関わる重要な課題となっています。

本市においては、農業が基幹産業であることから、その競争力を強化し、持続可能な農業の実現を図るため、意欲のある担い手への農地の利用集積を促進するとともに、担い手の育成・確保が不可欠であり、次の事項について取り組みが必要と考えます。

(1) 地域計画について

ア 策定した地域計画の円滑な推進のためには、協議の場の充実と行政による支援、農地バンクの積極的活用、地域計画実行に向けた財政的措置の拡充、そして地域住民への情報共有など地域の実情に合わせた柔軟な運用を図ること。

イ 農地の集約に当たっては、耕作や周辺環境整備作業の効率化を図るため、経営規模に関わらず、なるべく一団の農地となるように農地中間管理機構の農地バンクを活用しながら、大規模農家について優先的に集約を推進するとともに、集約が進むよう手続きの簡略化を図ること。

(2) 優良農地の確保について

ア 未整備或いは老朽化した水利施設(用排水路、取水・排水口、水門等)、農道の整備・改修を進めること。

イ 小規模な農地(10a前後)の基盤整備についても、整備方法の明確化を図り推進すること。

ウ 中山間地域での「農地中間管理機構関連農地整備事業」や面積要件のない「農地耕作条件改善事業」について一層の周知を図り推進すること。

(3) 担い手への支援について

ア 農業開始にあたり農地の調整、技術習得に対する研修会など支援を行うこと。

イ 農道、用排水路等の農業用施設の維持管理については、担い手に過度な負担が集中しないよう、地元の協力体制を構築し、燃料代を支援するなど、フォローアップ体制を充実すること。

ウ 定年退職等を機に実家の農業を継ぐ「定年帰農者」、女性農業者等多様な担い手を支援すること。

エ 大型特殊自動車運転免許等の取得及び各種講習会参加に要する経費の支援を検討すること。

2 遊休農地の発生防止・解消について

農地は、良好な農業生産活動が行われることにより、食料の安定供給にとどまら

ず、国土の保全、水源の涵養、自然環境や景観の形成・保全など、多面的な機能を有しています。

しかしながら、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、農業生産が十分に行われないことから、遊休農地や不耕作地の発生が進行しています。これにより、不法投棄の増加や、有害鳥獣・害虫による被害の拡大など、農業・農村の持続的な発展や地域住民の安全・安心な生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

このような状況を踏まえ、遊休農地の発生防止および既存の遊休農地の解消に向けて、次の事項について取り組みが必要と考えます。

(1) 遊休農地対策について

ア 策定した地域計画に基づき、今後の遊休農地解消に向けて、さらに県の「遊休農地等再生対策支援事業」の積極的な活用推進を図ること。

イ 遊休農地の発生防止と解消を図るうえで、地域ぐるみで農地を保全するため、農地バンクへの登録、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度の活用が有効であることから、農地の管理に取り組む地域への申請手続きをはじめとする多方面での支援を行うこと。

ウ 地域に適した作物の導入に向けた、栽培作物の調査研究を行うとともに、特産品の開発を推進すること。

エ 「市民農園」開設に対して支援すること。

(2) 有害鳥獣対策について

ア 狩猟免許試験初心者講習会、狩猟資格取得に対する助成等により、有害鳥獣駆除の担い手を養成すること。

イ 鳥獣被害対策機器の購入並びに防除設備の設置など、農地への侵入防止のための助成制度の充実による被害対策を強化するとともに、被害農地の復旧についても支援すること。

ウ 有害鳥獣やスズメバチ等の被害は農作物への被害のみではなく、市民への被害も想定されることから総合的な安全対策を講じること。

3 新規参入の促進について

本市の基幹産業である農業の維持・発展、そして農業に新たな活力をもたらすためには、他産業からの参入を含めた新規就農者の確保が重要です。

しかしながら、多くの新規参入希望者は栽培技術や経営への不安が払拭できず、経営作物の選定、資金調達、農地の確保などの課題により、就農に至るケースは限られています。相談件数は一定数あるものの、就農への道筋が整っていないのが現状です。

このため、新規参入の促進と経営の定着・継続に向けて、次の事項について取り組

みが必要と考えます。

(1) 安心して就農できる体制の整備

ア 意欲ある農業者が安心して就農できるよう、須賀川市農政推進連絡会議による関係機関の連携を強化して、栽培技術、農業経営、販路拡大や巡回相談支援等の継続的なサポートを行うとともに、市全体での青色申告等の研修会、懇談会等を実施し、各地域において、日常的に相談できる農業者の確立などのサポート体制を構築することにより、新規就農者の受け入れ体制を充実すること。

イ Uターン、Iターンの希望者が就農しやすいよう、農業機械の貸与制度をはじめ住宅家賃や農業機械の購入費、農地の賃借料等の負担軽減のための制度を充実すること。

ウ 新規就農者に対する補助金などを含めた支援の充実を図ること。

エ 新規就農者に対する理解と関心を広げるため、新規就農の啓発イベントに参加するなど、就農、移住に対する活動を検討すること。

4 農業振興対策について

本市の基幹作物である米やキュウリについては、栽培技術や販路が一定程度確立されており、安定した生産が行われています。しかしながら、農業をより魅力ある産業として発展させ、他産業と同水準の所得が得られる環境を整備するためには、本市産品のブランド価値を一層高めるとともに、高単価・高収益が期待できる農産物の開発・育成・生産拡大に向け、次の事項について取り組みが必要と考えます。

(1) スマート農業の支援について

ア 「スマート農業支援事業（仮称）」を新たに創設し、スマート農業機械等の導入を促進すること。

イ 農業者（新規就農、新規就農希望者）へのAIなどを活用した最新技術研修を開催すること。

(2) 6次産業化について

本市の「農産物ブランド化推進事業（6次産業化）」を活用した商品開発の推進を行うこと。

(3) 農業法人への支援について

法人による大規模な営農は、生産性の向上や働き方改革の推進に大きな効果があることから、農地所有適格法人や一般法人等に対する農業参入の支援を拡充すること。

(4) 水田農業の振興について

ア 本市ブランド米「ぼたん姫」等の主食用米への支援及び特別栽培米の取り組みへ

の支援を充実させ、水田農業の振興を図ること。

イ 近年の高温環境に対応するため、登熟障害を抑え、耐病性・耐倒伏性に優れた高温耐性水稻品種の普及促進と、地域に適した品種選定や栽培技術の支援を充実させること。

5 地産地消・食農教育の推進について

食生活の多様化が進む現代において、子どもの頃から須賀川産の農産物を食べるなど、地元農業に親しむ機会を持つことは非常に大切です。地域の食材を身近に感じることで、食への関心や地元への愛着が育まれ、将来の担い手育成を見据えた観点からも、地産地消の推進と食農教育の充実に向けて、次の事項について積極的に取り組みが必要と考えます。

(1) 広報活動について

米を中心とした食生活の大切さや、地元農産物の魅力を発信する広報活動を充実すること。

(2) 地元農産物の積極的な活用について

学校給食において、食文化や地元農産物への理解と消費拡大を図るため、地元農産物を積極的に活用すること。

(3) 農業体験による学ぶ機会について

こども園や保育園・幼稚園、小・中学校の園児、児童・生徒が、実際に土を触り、作物を育て、収穫し、それを食するという農作業の実体験による「農業を学ぶ機会」を継続して実施し拡充すること。

6 その他

(1) 自然災害被害対策について

各地域内の小河川や水路に汚泥が堆積し、豪雨の時など氾濫する要因となっているため、安全・安心・快適な農村生活環境の整備に向けて、農村集落の河川、水路の早急かつ適切な維持管理や改修等の実施を検討するとともに、ため池等農業水利施設の点検・補修を実施すること。

(2) 原子力事故風評被害対策について

国や県と連携しながら、農作物やため池等の放射性物質検査を継続的に実施し、数値の高い箇所からの湖沼底の堆積土の除去や、その情報を広く発信すること。

(3) 農業収入保険制度の加入推進について

農業所得の確保と農業経営の確立を図るため、農業収入保険制度など各種補償制度への加入推進に取り組むこと。

(4) 農業資材・飼料・肥料・燃料等価格高騰対策について

ア 円安などの経済・国際情勢の影響による農業資材・飼料・肥料・燃油・電気等の価格高騰が長期化している。国・県・市からの支援策が講じられる際は、農業者が確実に活用できるよう事業内容について十分に告知を図ること。

イ 燃油価格高騰対策及び飼料価格高騰対策については、国の動向を注視しながら、今後のさらなる高騰も踏まえ、影響を受ける農業者に対しての支援策を国・県へ要望するとともに、市においても支援策を検討すること。

ウ 軽油引取税の免税対象となる場合の、免税軽油について、啓蒙を図ること。

(5) 食料の価格形成について

食料の合理的な価格形成については、食料の持続的な供給に必要な費用と、生産意欲が継続可能となる価格を考慮した制度の具体化を国・県へ要望すること。

(6) 農業委員会の事務局体制について

近年、農地法に関する許認可事務の権限移譲や農地利用最適化業務、地域計画の策定等、農業委員会に求められる役割の増加に伴い、事務量が増大し、内容が複雑化していることから、農業委員会活動が効率的かつ円滑に行えるよう、専門的知識を持った経験豊富な職員を増員するなど事務局機能を強化すること。